上尾伊奈ごみ広域処理施設整備運営事業者選定支援業務

公募型プロポーザル

審査基準

令和７年１２月

上尾伊奈資源循環組合

1　総則

この審査基準は、「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備運営事業者選定支援業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）と一体のものとして、「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備運営事業者選定支援業務プロポーザル方式評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）が、契約候補者及び次点の契約候補者（以下、「契約候補者等」という。）を選定するにあたり、最も優れた提案を客観的に審査・選考するための方法及び基準等を示すものである。

2　契約候補者の決定手順

上尾伊奈ごみ広域処理施設整備運営事業者選定支援業務の契約候補者等は、次の手順で提案内容等を総合的に審査して決定する。

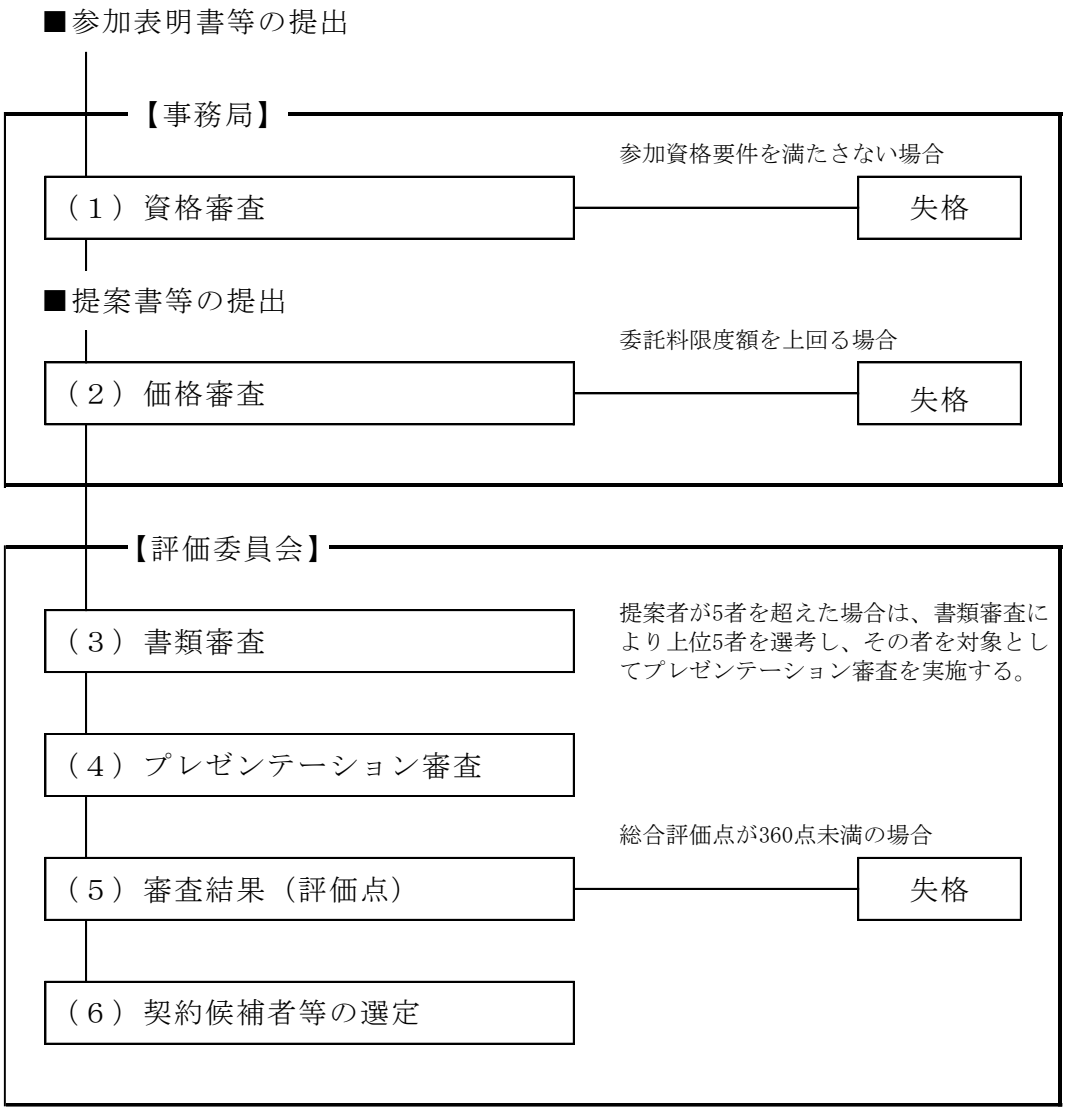

３　資格審査

参加者から提出された参加表明書等により、募集要領に示す参加資格をすべて満たしているかを確認し、参加資格を満たしていない場合は失格とする。

４　審査方法

契約候補者等の選定は、事務局による資格審査及び価格審査を行った上で、評価委員会による書類審査、プレゼンテーション審査の総合評価により実施する。

なお、評価委員会は６名の委員から構成され、各委員１００点満点（１提案者につき合計６００点満点）により評価する。

（１）評価の概要及び配点

審査方法	審査対象	評価の概要		配点
価格審査	見積書	１０×最低見積金額÷提案者の見積金額（小数点以下、四捨五入）		10
書類審査	参加表明書等	事業者及び技術者について		10
		評価視点	・業務を確実に遂行できる人員体制が整っているか ・参加資格に規定する同種業務の実績は十分か ・同種業務の実績から本業務に活かせる特徴があるか ・本業務に活かせる知識・経験（所有資格、業務経歴等）があるか　等	
	提案書等	【テーマ１】実施体制について		15
		評価視点	・実施体制（管理体制、人員配置等）が本業務を適切に遂行できるものになっているか ・実施体制について本業務の遂行に活かせる提案者の強みがあるか　等	
		【テーマ２】業務の実施方針、実施内容について		20
		評価視点	・本業務の業務内容を十分に理解しているか ・業務の実施方針と実施内容が具体的かつ実現性の高いものになっているか ・事業者との契約締結時期や着工時期に関する発注者の要望を十分に理解した上で、構成市町等の関係者の年間スケジュールにも配慮し、具体的かつ実現性の高い業務スケジュールとなっているか　等	
		【テーマ３】課題や留意事項とその対応方策について		20
		評価視点	・課題や留意事項の抽出が十分か ・抽出した課題や留意事項に関する理解が的確か ・具体的かつ実現性の高い対応方策が示されているか　等	
		【テーマ４】独自提案について		10
		評価視点	・経験や実例を踏まえた提案となっているか ・本業務や今後の施設整備にとって貢献度の高い提案か ・提案内容が実現可能なものとなっているか　等	
プレゼンテーション審査	プレゼンテーション	専門性、コミュニケーション能力及び取り組み意欲等		15
		評価視点	・提案内容の説明に説得力があり、理解しやすいものとなっているか ・本業務に対する取り組み意欲があるか ・質問に対する回答が明確かつ迅速で理解しやすいものとなっているか　等	

（２）失格の取扱い

①見積金額が募集要領に定める委託料限度額を超える場合は失格とする。

②総合評価点の合計が満点の６０％（３６０点）未満の場合は失格とする。

すべての提案者が６０％未満であった場合は、再公募することとする。

（３）提案者が５者を超えた場合の取扱い

提案者が５者を超えた場合は、書類審査により各委員７５点満点（計４５０点満点）で採点し、得点の合計により上位５者を選定する。プレゼンテーション審査は、この上位５者のみを対象に実施する。

なお、複数の者が同点となった場合は、委員の多数決により上位５者を決定する。

また、これはプレゼンテーション審査に進む上位５者を選定するためのものであるので、評価点の合計が満点の６０％（２７０点）未満の場合でも失格とはしない。

５　契約候補者等の決定

各委員の評価点を合計して総合評価点を算出し、評価委員会の審議を経て、契約候補等を選定する。

なお、契約候補者等が同点で複数いる場合は、以下の順位付け条件により決定する。

【順位付け条件】

①：審査項目のうち、「書類審査」の評価点の合計が最も高い者

②：①が同点で複数いる場合は、審査項目のうち、「プレゼンテーション審査」の評価点の合計が最も高い者

③：②が複数いる場合は、見積額が低い者

④：③が複数いる場合は、委員の多数決により決定する

⑤：④が同数となった場合は、委員長が決定する